

東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいずれも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。

法律専門相談

利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます。相談日時をご予約いただく必要がありますので、専任経営相談員までお電話ください。来所相談は、3日以内に随時相談日を設定します。

（法律専門相談員：弁護士 小嶋豊郎）

会計専門相談

会計基準（会計基準・指導指針・就労支援会計処理基準）、会計関連通知に係る会計処理方法など、公認会計士がご相談に応じます。専任経営相談員宛できるだけEメール又はお電話・FAXしてください。おおむね2日以内に回答いたします。

（会計専門相談員：公認会計士 宮内 忍）

労務専門相談

就業規則、人事・労務管理全般について、社会保険労務士がご相談に応じます。専任経営相談員宛できるだけEメール又はお電話・FAXしてください。来所相談は、4日以内に随時相談日を設定します。

（労務専門相談員：社会保険労務士・東京都社会保険労務士会副会長 小澤 勇）

一般相談

この他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時迄できるだけEメール、電話、来所、FAXでのご相談にお応えします。

（専任経営相談員：東社協福祉部 主幹 長谷川保夫）

メールは、東社協初期画面の「経営相談」からどうぞ

（下記は発行物。東社協H・Pに掲載） 福祉施設経営相談室だよりNo.75（H21.4.9）

福祉施設経営相談室だよりNo.68	平成20年6月26日	社会福祉法人への法人寄附損金算入拡大
福祉施設経営相談室だよりNo.69	平成20年7月1日	7月以降開設には固定資産税が課税
福祉施設経営相談室だよりNo.70	平成20年9月1日	防火安全体制チェックを作りました
福祉施設経営相談室だよりNo.71	平成20年10月16日	被保護者等は水道料金が免除
福祉施設経営相談室だよりNo.72	平成20年12月3日	定款上の総数の定義が現員に

* 相談室だよりは「東社協」⇒「経営相談」⇒「経営相談事業」に掲載されています。

平成20年度は1,325件のご相談がありました。

*以下に、平成20年度の実際の相談事例をもとにしたフィクションを掲載します。

法律専門相談 (20件)

救急搬送の結果利用者が死亡したが、司法解剖の結果、死因が特定されていない。当時の状況としては、〇〇の状態だった。その後、警察が来て当時の事情調査が入った。今後の対応を教示してほしい。

亡くなった利用者の相続人から入所申請書及び介護記録の開示請求があった。断っていいか。

会計専門相談 (69件)

敷地が別の単独型通所介護の会計は会計区分も別にするように指導がありましたが、組織上の統制とは別に会計区分を分けなければいけないのでしょうか。

過年度分の介護報酬(国保連分)を返還金(ショート・特養分で金額も多額)科目はなにか。

通所介護一般型と認知型が同じ通帳を使っております。預金利子の按分はどのようにすべきでしょうか。

労務専門相談 (20件)

就業規則に懲戒の種類、懲戒の事由を詳細に規定化する根拠はなにか

パートタイマー有給休暇取得の際の給与は、有給休暇の権利を取得した月の標準報酬月額を基準にして考えるのか、有給休暇を取得(消化)した月の標準報酬月額を基準にして考えるのか、どちらになるのでしょうか?

一般相談 (1,216件。内、来所相談109件、通信相談1,107件)

法定休日と法定外休日とは、代休措置にどのような相違があるのか

生きがいデイの収入は課税収入であるか、非課税収入である場合はその根拠を知りたい

本部の積立金を施設経理区分へ移管するよう指導検査で指摘された。どのようにすればいいのか

職員の配偶者が育児休業中であって、職員から育児短時間勤務の申出があった。認めるものなのか

監事は理事会に出席する義務はあるのか。東京都の指導の根拠はあるのか

業務に堪える能力がないので使用期間中に解雇したい。対応上の留意点はなにか

水道料金共同住宅適用をどのようにすすめたらよいか。(上記件数とは別に200件余の相談)

認定子ども園での社会福祉法人立ち上げは可能か

改正労働基準法、パート労働法に対応した就業規則とは何か

税務署から職員給食費収入は課税収入ではないかと提起された。どう対応したらよいか

金券等の寄附物品への領収書の金額表示をどのようにしたらよいか

(相談内容別: 会計相談44%、職員処遇23%、経営一般22%、社会福祉法人設立・事業創設8%)

東京都社会福祉協議会 福祉部 福祉施設経営相談室

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 (飯田橋駅西口 セントラルプラザ5階)

TEL 03-3268-7170 FAX 03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp